

愛知県からの連絡事項 新旧対照表(案)

新(平成29年度版)	旧(平成28年度版)
略	略
(2) 略	(2) 略
ア 略	ア 略
略	略
(ウ) 移設、転用、再使用又はこれらの併用に係る高圧ガス設備の取扱い (<u>H29 年度一部修正</u>)	(ウ) 移設、転用、再使用又はこれらの併用に係る高圧ガス設備の取扱い <u>新設</u>
略	略
また、当該許可申請において、 <u>移設、転用、再使用する高圧ガス設備が技術上の基準を満足することを証明する資料(直近の保安検査証の写し又は一年以内の定期自主検査の記録等)を添付してください。</u>	<u>新設</u>
略	略
(シ) 使用材料について(一般則第6条第1項第14号、液石則第6条第1項第14号、コンビ則第5条第1項第16号関係) a 使用材料の記載について(継続周知)	(シ) 使用材料について(一般則第6条第1項第14号、液石則第6条第1項第14号、コンビ則第5条第1項第16号関係) a 使用材料の記載について(継続周知 <u>H28 年度一部修正</u>)
略	略
c 圧縮水素スタンド(常用圧力が 20MPa を超える圧縮水素が通る部分に限る。)の材料に係る高圧ガス保安協会の事前評価の取扱いについて(継続周知)	c 圧縮水素スタンド(常用圧力が 20MPa を超える圧縮水素が通る部分に限る。)の材料に係る高圧ガス保安協会の事前評価の取扱いについて(継続周知 <u>H28 年度一部修正</u>)
略	略
(ス) 高圧ガス設備の基礎について(一般則第6条第1項第15号、液石則第	(ス) 高圧ガス設備の基礎について(一般則第6条第1項第15号、液石則第

新(平成29年度版)	旧(平成28年度版)
6条第1項第15号、コンビ則第5条第1項第23号関係)	6条第1項第15号、コンビ則第5条第1項第23号関係)
略	略
b 2階建て以上の建物の2階以上に基礎の計算が必要な高圧ガス設備を設置する場合について(継続周知)	b 2階建て以上の建物の2階以上に基礎の計算が必要な高圧ガス設備を設置する場合について(平成27年度からの継続周知)
略	略
(セ)電気設備の防爆構造について(一般則第6条第1項第26号、液石則第6条第1項第27号、コンビ則第5条第1項第48号関係)	(セ)電気設備の防爆構造について(一般則第6条第1項第26号、液石則第6条第1項第27号、コンビ則第5条第1項第48号関係)
a 防爆構造の型式承認の例外について(継続周知)	a 防爆構造の型式承認の例外について(継続周知 <u>H28年度一部追加</u>)
略	略
b 防爆構造を有する電気機器一覧表作成について	b 防爆構造を有する電気機器一覧表作成について(<u>H28年度新規周知</u>)
略	略
(ソ)ガス設備に係る継手類の資料について(一般則第6条第1項第35号、コンビ則第5条第1項第41号関係)(継続周知)	(ソ)ガス設備に係る継手類の資料について(一般則第6条第1項第35号、コンビ則第5条第1項第41号関係)(<u>平成27年度から継続周知</u>)
略	略
(タ)液化石油ガス用一般複合容器にLPガスを充填するためのカップリング弁用アタッチメントの導入について	(タ)液化石油ガス用一般複合容器にLPガスを充填するためのカップリング弁用アタッチメントの導入について(<u>平成28年度新規周知</u>)
略	略
イ 略	イ 略
(ア)略	(ア)略

新(平成29年度版)

略		
工事の種類	左記の根拠条項	丸数字は具体的な事例(■は根拠条文)
略	略	略
軽微な変更の 工事	略	略
	一般則 15-1-1	略
	液石則 16-1-1	①「可とう管に関する検査基準
	コンビ則 14-1-1	(KHKS0803(2014))」に基づき高圧ガス保安協
	↓	会の委託検査に合格した可とう管の取替え
	平成 29 年 6 月 30 日	※1 略
	付け 2017309 商局第	※2 委託検査証明書に KHKS0803(2014)に基
	5号(以下商局第5号	づき検査を実施し合格した旨の記載があること。
	という。)「2. 」	
	↓	
	基本通達(内規)	
	商局第5号「7. 」	略
	商局第5号「8. 」	略
	商局第5号「9. 」	略
	商局第5号「10. 」	略
	商局第5号「11. 」	略
	一般則 15-1-1	■ <u>高圧ガス保安協会の委託検査受検品のうち、</u>
	液石則 16-1-1	<u>高圧ガス保安協会が一般則及び一般ガス保安</u>
	コンビ則 14-1-1	<u>規則の機能性基準の運用について(平成 24 年</u>

旧(平成28年度版)

略		
工事の種類	左記の根拠条項	丸数字は具体的な事例(■は根拠条文)
略	略	略
軽微な変更の 工事	略	略
	一般則 15-1-1	略
	液石則 16-1-1	①「可とう管に関する検査基準
	コンビ則 14-1-1	(KHKS0803(2009))」に基づき高圧ガス保安協
	↓	会の委託検査に合格した可とう管の取替え
	平成10年4月1日付	※1 略
	け平成 10・03・26 立	※2 委託検査証明書に KHKS0803(2009)に基
	局第8号(以下立局第	づき検査を実施し合格した旨の記載があること。
	8号という。)「2. 」	
	↓	
	基本通達(内規)	
	立局第8号「3. 」	略
	立局第8号「4. 」	略
	立局第8号「5. 」	略
	立局第8号「6. 」	略
	立局第8号「7. 」	略
	略	■ <u>「通商産業大臣が認める者が製造したもの」に</u>
		<u>ついて</u>
		<u>高圧ガス保安協会の委託検査品のうち、高圧</u>

新(平成29年度版)			旧(平成28年度版)		
	↓ 商局第5号「1. (3)」	12月26日付 20121204 商局第6号)で定める 検査方法及び検査基準に従って、一般則第6条 第1項第11号から同項第13号までについて検 査を行ったものについては、一般則第15条第1 項第1号の「 <u>経済産業大臣の認める者が製造し たもの</u> 」に該当する。 略 ※6 液石則及びコンビ則についても、上記と同 様の取扱い。			ガス保安協会が一般高圧ガス保安規則(以下 「一般則という。」)の機能性基準の運用につい て(平成13・03・23 原院第1号)で定める検査方 法及び検査基準に従って、一般則第6条第1項 第11号から第13号までについて検査を行った ものについては、「 <u>軽微な変更の工事の取扱い について</u> 」1. の解釈のとおり、一般則第15条第 1項第1号の「 <u>経済産業大臣の認める者が製造 したもの</u> 」に該当する。 略 (新設)
撤去予定報告 書の必要な工 事	商局第5号「12. (4)」	略	撤去予定報告 書の必要な工 事	立局第8号「8. (4)」	略
許可及び届出 の不要な工事	商局第5号「12. (1)」	略 ①圧力計の取替え(同一方式のものへの取替え に限る。(例) ブルドン管式圧力計 →ブルドン 管式圧力計) 略	許可及び届出 の不要な工事	立局第8号「8. (1)」	略 ①圧力計の取替え(同一方式への取替えに限 る。(例) ブルドン管式圧力計 →ブルドン管式 圧力計) 略
	商局第5号「12. (2)」	略 したがって、高圧ガス設備の中間に挿入されて		立局第8号「8. (2)」	略 したがって、高圧ガス設備の中間に挿入されて

新(平成29年度版)

	いる、高圧ホース・金属フレキ管(例えばポンプの前後に設置されている振動低減目的の金属フレキ管、配管の温度変化に対する伸縮を吸収させる目的のイクスパンション等)については、頻繁に動かすものではないため消耗品に類するものとして扱うことができないので、取替えをする際には、 <u>商局第5号「1. (3)」</u> で規定する委託検査を受けたものを除き、変更許可申請を行う必要がある。) 略
<u>商局第5号「12. (3)」</u>	略
<u>商局第5号「12. (5)」</u>	略
<u>商局第5号「12. (6)」</u>	略
略	略

略

ウ 略

(ア)処理能力の計算方法について(継続周知)

略

(イ)既設設備の処理能力の再計算について(継続周知)

エ 略

略

旧(平成28年度版)

	いる、高圧ホース・金属フレキ管(例えばポンプの前後に設置されている振動低減目的の金属フレキ管、配管の温度変化に対する伸縮を吸収させる目的のイクスパンション等)については、頻繁に動かすものではないため消耗品に類するものとして扱うことができないので、取替えをする際には「平成23年5月27日付け平成23・04・27 <u>原院第5号</u> 」で規定する委託検査を受けたものを除き、変更許可申請を行う必要がある。) 略
<u>立局第8号「8. (3)」</u>	略
<u>立局第8号「8. (5)」</u>	略
<u>立局第8号「8. (6)」</u>	略
略	略

略

ウ 略

(ア)処理能力の計算方法について(継続周知 H28年度一部修正)

略

(イ)既設設備の処理能力の再計算について(継続周知 H28年度一部追

加)

エ 略

略

新(平成29年度版)	旧(平成28年度版)
<p>略</p> <p>※2 常用圧力を変更する際に、現在使用中の圧力計を測定範囲の異なる圧力計に取り替える場合は、<u>平成 29 年 3 月 22 日付け 20170309 商局第5号 個別通達中、12.(1)により同一方式のものへの取替え</u>に限り、許可及び届出の不要な工事とされているので、完成検査を要しない。</p> <p>※3 常用温度を変更する際に、現在使用中の温度計を測定範囲の異なる温度計に取り替える場合は、上記※2中の<u>個別通達中12.(1)により同一方式のものへの取替え</u>に限り許可及び届出の不要な工事とされているので、完成検査を要しない。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>※2 常用圧力を変更する際に、現在使用中の圧力計を測定範囲の異なる圧力計に取り替える場合は、<u>平成 10 年 4 月 1 日付け平成 10・03・26 立局第8号 個別通達中、8.(1)により同一方式のものへの取替え</u>に限り、許可及び届出の不要な工事とされているので、完成検査を要しない。</p> <p>※3 常用温度を変更する際に、現在使用中の温度計を測定範囲の異なる温度計に取り替える場合は、上記※2中の<u>個別通達中8.(1)により同一方式のものへの取替え</u>に限り許可及び届出の不要な工事とされているので、完成検査を要しない。</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>ク 例示基準によらない方法で変更許可申請を行う場合の手続きについて(継続周知)</p> <p>略</p> <p>例示基準によらない方法の例:</p> <p>a <u>設計圧力が概ね100MPaを超える超高压ガス設備の強度計算をKH KS0220(2010)「超高压ガス設備に関する基準」に基づいて行う場合</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>ク 例示基準によらない方法で変更許可申請を行う場合の手続きについて(継続周知、H28 年度一部追加)</p> <p>略</p> <p>例示基準によらない方法の例:</p> <p>a <u>概ね設計圧力が100MPaを超える超高压ガス設備の強度計算をKH KS0220(2010)「超高压ガス設備に関する基準」に基づいて行う場合</u></p> <p>略</p>

新(平成29年度版)	旧(平成28年度版)
<p>サ 変更許可申請における付属冷凍設備の取扱いについて(継続周知)</p> <p>略</p> <p>シ <u>高压ガス設備を除くガス設備の取り扱いについて(H29年度追加)</u> <u>一般則第2条第1項第14号(コンビ則第2条第1項第16号)では、ガス設備を「製造設備のうち、製造をする高压ガスのガス(その原料となるガスを含む。)の通る部分」と定義しています。</u> <u>圧縮水素スタンドにおいて、都市ガス等を改質し、1MPa未満の水素を発生させる装置や発生した1MPa未満の水素を貯めておくバッファータンク等については、これまで取り扱いが不明確なところがありましたが、上記のガス設備に該当します。したがって、許可申請においては、これらの設備を含めて申請してください。</u></p> <p><u>なお、圧縮水素スタンドに限らず、同様の設備を用いて高压ガスの原料となるガスを発生させる場合には同様の取り扱いとなります。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>ア 完成検査の申請の時期について(継続周知)</p> <p>略</p> <p>イ 略</p> <p>(ウ)完成検査(保安検査)における写真等について(継続周知)★★★</p> <p>略</p>	<p>サ 変更許可申請における付属冷凍設備の取扱いについて (H27年度から継続周知、H28年度一部追加)</p> <p>略</p> <p><u>新設</u></p> <p>(3) 略</p> <p>ア 完成検査の申請の時期について(H27年度より継続周知)</p> <p>略</p> <p>イ 略</p> <p>(ウ)完成検査(保安検査)における写真等について(継続周知、H28年度<u>一部追加</u>)★★★</p> <p>略</p>

新(平成29年度版)	旧(平成28年度版)
<p>(カ)大臣認定相当の委託検査品における肉厚及び材料の証明について (継続周知)</p>	<p>(カ)大臣認定相当の委託検査品における肉厚及び材料の証明について (<u>H27年度より継続周知</u>)</p>
<p>略</p> <p>(ク)安全装置及び緊急遮断装置の機能の確認について(継続周知)</p>	<p>略</p> <p>(ク)安全装置及び緊急遮断装置の機能の確認について(<u>H27年度より継続周知</u>)</p>
<p>略</p> <p>オ 完成検査における付属冷凍設備の取扱いについて(継続周知)</p>	<p>略</p> <p>オ 完成検査における付属冷凍設備の取扱いについて(継続周知 H28年度一部追加)</p>
<p>略</p> <p>カ 移設するコールド・エバポレータの移設性能検査について (継続周知)</p>	<p>略</p> <p>カ 移設するコールド・エバポレータの移設性能検査について (継続周知、<u>H28年度一部追加</u>)</p>
<p>略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 実務経験証明書の書き方について(継続周知)★★★</p>	<p>略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 実務経験証明書の書き方について(継続周知、<u>H28年度一部追加</u>) ★★★</p>
<p>略</p> <p>(5)法第35条関係(保安検査に関すること)</p> <p>ア 保安検査の<u>基準日等</u>について(<u>H29年度からの新規周知</u>)★★★</p>	<p>略</p> <p>(5)法第35条関係(保安検査に関すること)</p> <p>ア 保安検査の<u>日程変更</u>について(<u>継続周知</u>)</p>
<p><u>平成29年4月1日付けの省令等改正に伴い、前回の保安検査(保安検査を受け又は自ら行ったことのない製造施設については完成検査。)の日から一年を経過した日(告示で定める製造施設にあっては、告示で定める期間を経過した日。以下、「基準日」という。)の前後一月以内に</u></p>	<p><u>平成29年2月3日付けで、平成29年度に「愛知県」が実施する予定の保安検査日程を通知しましたが、日程の変更を希望される場合は早めに電話等にて連絡してください。</u></p>

新(平成29年度版)	旧(平成28年度版)
<p><u>保安検査を受けた場合にあっては、基準日において当該検査を受けたものとみなすこととなりました。</u></p> <p><u>したがって、愛知県としましては、保安検査証の「保安検査の年月日」の欄に基準日を、「備考」の欄に当該検査の実施年月日を記載することとしました。</u></p> <p>略</p> <p>ウ 保安検査の申請方法について(継続周知 H29 年度一部修正)★★★</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>注4 略</p> <p>(例1)略</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/site/koatsugas/seizou-hoankensa.html</p> <p>(上記URL「移動式製造設備以外の場合」PDF ファイル参照)</p> <p>(例 2)略</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/site/koatsugas/seizou-hoankensa.html</p> <p>(上記URL「移動式製造設備以外の場合」PDF ファイル参照)</p> <p>注5 略</p> <p>(例1)略</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/site/koatsugas/seizou-hoankensa.html</p> <p>(上記URL「移動式製造設備の場合」PDF ファイル参照)</p> <p>略</p> </div>	<p>略</p> <p>ウ 保安検査の申請方法について(継続周知)★★★</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p>注4 略</p> <p>(例1)略</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/bousai/hoan/page_09/index.html</p> <p>(上記URL「定置式」の手数料の表参照)</p> <p>(例 2)略</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/bousai/hoan/page_09/index.html</p> <p>(上記URL「定置式」の手数料の表参照)</p> <p>注5 略</p> <p>(例1)略</p> <p>http://www.pref.aichi.jp/bousai/hoan/page_10/index.html</p> <p>(上記URL「移動式」の手数料の表参照)</p> <p>略</p> </div>

新(平成29年度版)	旧(平成28年度版)
<p>注6 略 (例1)略 http://www.pref.aichi.jp/site/koatsugas/seizou-hoankensa.html (上記URL「移動式製造設備の場合」PDF ファイル参照) 略</p> <p>略</p> <p>才 略</p> <p>略</p> <p>(キ)貯槽附属品(元弁を含む)の検査時期について(継続周知/H22年度から変更)</p> <p>略</p> <p>(6)平成28年11月1日付け高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)改正に伴う手続きに係る愛知県の運用について(継続周知)★★★</p> <p>略</p> <p>(7)平成28年11月1日付け基本通達改正に伴い高圧ガス設備ではなくなる液化ガス設備が労働安全衛生法上規制される第一種圧力容器となる場合の手続きについて (継続周知)</p> <p>略</p> <p>(8)名古屋市への権限移譲について(継続周知、H29年度修正)★★★ ア 権限移譲について</p>	<p>注5 略 (例1)略 http://www.pref.aichi.jp/bousai/hoan/page_10/index.html (上記URL「移動式製造設備の場合」PDF ファイル参照) 略</p> <p>略</p> <p>才 略</p> <p>略</p> <p>(キ)貯槽附属品(元弁を含む)の検査時期について(継続周知/H22年度から変更)</p> <p>略</p> <p>(6)平成28年11月1日付け高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)改正に伴う手続きに係る愛知県の運用について(新規周知)</p> <p>略</p> <p>(7)平成28年11月1日付け基本通達改正に伴い高圧ガス設備ではなくなる液化ガス設備が労働安全衛生法上規制される第一種圧力容器となる場合の手続きについて (新規周知)</p> <p>略</p> <p>(8)名古屋市への権限委譲について(平成27年度からの継続周知)</p>

新(平成29年度版)	旧(平成28年度版)
<p><u>地方分権改革に伴う高圧ガス保安法の改正により、平成30年4月1日から高圧ガス保安法に係る事務・権限が一部を除き名古屋市に移譲されます。</u></p> <p><u>これにより、名古屋市内の事業所におきましては、平成30年度から高圧ガス保安法に係る手続きの窓口が愛知県から名古屋市に変わります(特定製造事業所及び特定製造事業所敷地内に存する事業所を除く。)</u></p> <p><u>なお、名古屋市が窓口となる高圧ガス保安法に係る手数料については、原則として現金のみの取扱いとなりますので、ご注意ください。</u></p> <p><u>また、平成30年度以降に名古屋市の保安検査を受検する事業所におきましては、平成30年4月1日以降、名古屋市に保安検査の申請をしていただきますようお願いいたします。</u></p> <p><u>イ 高圧法及び液石法の適用を受けるタンクローリーの取扱いについて</u></p> <p><u>使用の本拠の所在地が名古屋市内である移動式製造設備で、液化石油ガス法の充てん設備でもあるタンクローリーの場合、液化石油ガス法に基づく充てん設備に関する事務・権限は移譲されません。</u></p> <p><u>したがって、当該タンクローリーに係る申請等については、それぞれの法令に基づき窓口が愛知県(液化石油ガス法)・名古屋市(高圧ガス保安法)となり、所管する行政機関が異なるため、申請等の添付書類の省略は認められません。</u></p>	<p><u>平成27年6月26日付け法律第50号の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う高圧ガス保安法の改正により、</u></p> <p><u>平成30年4月1日から高圧ガス保安法に係る事務・権限が一部を除き指定都市(名古屋市)に移譲されます。</u></p> <p><u>これにより、名古屋市内の事業所におきましては、平成30年度より高圧ガス保安法に係る手続きの窓口が愛知県から名古屋市に変わります。</u></p> <p><u>ただし、コンビナート等保安規則が適用される特定製造事業所におきましては、名古屋市内の事業所であっても従来と変わらず愛知県にて手続きを行うこととなります。</u></p>